

- 料金改定の前提となる需要想定において、値上げによる離脱拡大影響は見込んでいない。
- 今回の申請においては、燃調上限超過分相当の値上げ幅（燃調上限なかりせばの料金水準に対して若干マイナスの値上げ）となっているが、四国で家庭用に参入している多くの新規小売事業者も足元で燃調上限を廃止していることから、当社が値上げにより劣後するとは考えていない。